

郡山市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第5号

郡山市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額310,800円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額310,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</p>

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当) 第8条の2 (略)</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(特地勤務手当) 第8条の2 (略)</p> <p>2 新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第3項において「改正後の単労条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の単労条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の単労条例の規定による給与の内払とみなす。